

国民年金加入の手続きが 必要です



問 佐賀年金事務所
市民生活課 保険年金係
☎ 31-4191
☎ 75-2159

公的年金は3種類に分かれており、それぞれの状況で加入する年金は異なります。また、年金の種類が変わる時は必ず手続きが必要で、手続きを忘れると、将来受給できる年金額が減ったり、もしもの時に障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できなくなったりする場合があります。

◎国民年金の加入者 第1号被保険者（自営業、学生など）

手続きが必要なとき	変更後の種類	届出先
厚生年金に加入する	第2号被保険者	勤務先
第2号被保険者である配偶者の扶養に入る	第3号被保険者	配偶者の勤務先

◎厚生年金の加入者 第2号被保険者（会社員、公務員など）

手続きが必要なとき	変更後の種類	届出先
退職などで厚生年金を脱退	第1号被保険者	市民生活課 保険年金係
退職などで第2号被保険者である配偶者の扶養に入る	第3号被保険者	配偶者の勤務先

◎厚生年金加入中の配偶者に扶養されている人（20歳以上60歳未満の人） 第3号被保険者

手続きが必要なとき	変更後の種類	届出先
配偶者の扶養から外れた または配偶者が65歳になった	第1号被保険者	市民生活課 保険年金係
就職して厚生年金に加入	第2号被保険者	勤務先

お知らせ

高等職業訓練促進給付金を ご利用ください



問 福祉課 こども係 ☎ 75-6118

ひとり親家庭の母または父が、就職の際に有利な資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担を軽減する目的で、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、養成課程終了後には、修了支援給付金を支給します。その他にも、受給対象者には貸付制度があります。

■支給額

○高等職業訓練促進給付金（月額）

市民税非課税世帯 100,000円

市民税課税世帯 70,500円

○修了支援給付金（1回のみ）

市民税非課税世帯 50,000円

市民税課税世帯 25,000円

■支給期間

1年以上の修業期間の全期間

※上限は3年です
※修業内容によつては、4年支給ができる場合があります

■対象となる人

児童扶養手当の支給を受けている人、または同等の所得水準にあるひとり親家庭の母や父で、過去にこの促進給付金または、同様の給付金を受けていない人

■対象となる資格

看護師、准看護師、助産師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など、1年以上の修業で取得できる資格

■その他

給付金の支給を希望する人は、市役所1階福祉課こども係へ相談してください。

ワクチン接種センターでマイナンバーカード・ マイナポイント第2弾の申請ができます



問 情報課 情報推進係 ☎ 75-2114

多久市コロナワクチン接種センター（保健センター）では、マイナンバーサポートコーナーを開設しています。

接種後の待ち時間（15分程度）で、マイナンバーカードの交付申請（写真撮影無料サービス有）やマイナポイント第2弾の申し込み、マイナンバーカードの健

康保険証利用登録、スマートフォンによる接種証明書発行などが可能です。またカードをお持ちでない人やマイナポイントの申請、健康保険証利用の登録をしていない人は、ぜひご利用ください。

※日曜日の利用は、事前の電話予約が必要です。予約は情報課情報推進係まで